

利子助成率適用に係る I S S 業務システムの改修

「利子助成率適用に係る I S S 業務システムの改修」を、次の要領により公募します。

公益財団法人農林水産長期金融協会（以下、「協会」という。）は、農林水産省の補助事業として農林水産金融に関する利子助成金の交付の事業を行っており、我が国食料生産の担い手となる認定農業者、将来の漁業生産の中核となる漁業者や自然災害等からの復旧を目指す農業者等の経営改善を支援しています。

協会では、利子助成金交付事業を実施するため、「I S S（=Interest Subsidy System）業務システム」（以下、「本システム」という。）を使用しています。

今回のシステム改修は、利子助成金交付事業の対象資金について、利子助成金の交付決定時又は貸付実行時に当該資金の貸付利率、利子助成率及び借入者負担利率を対象資金の利子助成方式に基づいて決定し、交付決定から実行後条件変更までの利子助成業務全般に使用しているが、今般、利子助成率の設定をプログラムによる算出方式から利子助成方式別、償還期間別の利率テーブルの数値を直接取り込む方式に変更することとし、事務ミスの防止や事務処理の効率化を図るため、業務処理画面や出力帳票の仕様変更等を併せて行うものです。

本件は、本システムの仕様及び業務処理の仕様の設定等を細部まで理解している特定業者のみが履行可能と考えますが、他に業務履行が可能である者の有無を確認するために公募を実施するものです。

1 公募に付する事項

(1) 件名

利子助成率適用に係る I S S 業務システムの改修

(2) 概要等

別途交付する「公募仕様書」のとおり。

(3) 契約締結時期

別途交付する「公募仕様書」のとおり。

2 応募資格

次の要件に適合するものであること。

(1) 業務アプリケーションの理解に関する条件

イ 本システムに係る仕様を理解していること。

ロ 農林水産政策金融に係るシステムに関する基本的な業務内容、用語等を理解していること。

(2) 経験に関する条件

管理者は、システムのアプリケーション開発又はアプリケーション保守について、

- 管理者として5年以上の業務経験を有すること。
- (3) 令和07・08・09年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」又は「B」の等級に格付けされているものであること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。
 - (4) 情報セキュリティ管理体制が確立されていること。
 - (5) JIS Q 27001 認証（日本産業規格）又は一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）「プライバシーマーク」のうち、いずれかの認証を取得していること。
 - (6) 次の各項に該当しない者であること。
 - イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
 - ロ 協会との契約に関して次の各号のいずれかに該当すると認められたときから3年の期間を経過しない者。
 - (イ) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ハ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - (ニ) 監督の実施に当たり協会職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (ホ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - (ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (ト) この項（この号を除く。）の規定に該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - ハ 応募申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
 - (7) 経営又は信用の状況からみて、適正な契約の履行が確保される者であること。
 - (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。
 - (9) 応募申込書及びその添付書類の提出期限の日から契約締結までの期間に、農林水産省から補助等交付等停止及び契約に係る指名停止措置を受けていない者。
 - (10) この業務の遂行に必要な連絡、調整等を行う営業拠点を東京都内又はその近郊に有していること。

3 公募仕様書の交付及び交付期限

(1) 交付方法

原則として、電子メールにより交付する。

次の内容の電子メールを、当協会アドレス（keiei@nokinkyo.or.jp）に送信すること。

(ア) 電子メールの標題に、「公募仕様書交付希望」と記載する。

(イ) 電子メールの本文に、次の内容を記載する。

交付申請者の住所、氏名（法人の場合は、法人名、担当部署、担当者氏名）、
電話番号、メールアドレス

当該電子メールに返信することにより、仕様書を交付する。

なお、当協会事務所での交付を希望する場合は、交付希望日の前営業日までに
応募・問合せ先まで電話連絡を行うこと。

(2) 交付期限

令和8年5月25日（月）15時00分

4 応募方法

応募を希望する者は、令和8年5月25日（月）15時00分までに、提出書類を応募・
問合せ先へ提出すること。

5 提出書類

(1) 応募申込書（別添1）

(2) 応募資格があることを証明する書類

イ 法人登記簿謄本（申込前3カ月以内に発行されたもの）

ロ 財務諸表（直近2期分）

ハ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税
証明書（その3）又は同（その3の2）若しくは同（その3の3）

ニ 適合証明書（別添2）

ホ 誓約書（別添3）

（注）イ、ロ及びハは、令和07・08・09年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書
の写しをもって代えることができる。

(3) 見積書

別途交付する「公募仕様書」に基づき作成すること（様式適宜）。

6 応募・問合せ先

〒101 - 0054

東京都千代田区神田錦町3-13-7（名古屋ビル本館）

公益財団法人農林水産長期金融協会

担当：企画担当 江口

電話：03-3292-3281

FAX：03-3292-1346

7 提出方法

前記当協会アドレスあて電子メール、持参又は郵送で提出することができる。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、応募期限必着で送付すること。

8 その他

- (1) 応募申込者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じること。
- (2) 書類等の作成及び提出に係る費用は、応募申込者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。

別添 1
令和 年 月 日

応募申込書

公益財団法人農林水産長期金融協会
事務局長 上大田 光成 殿

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

公益財団法人農林水産長期金融協会が令和 8 年 5 月 11 日付けで公募した「利子助成率適用に係る I S S 業務システムの改修」に応募します。

○連絡先

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

(F A X 番号)

(E-M A I L)

適合証明書

公益財団法人農林水産長期金融協会

事務局長 上大田 光成 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

本件に係る「応募資格」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

	応募資格	根拠となる事由
1	<p>【業務アプリケーションの理解に関する条件】</p> <p>イ 本システムに係る仕様を理解していること。</p> <p>ロ 農林水産政策金融に係るシステムに関する基本的な業務内容、用語等を理解していること。</p>	<p>【応募資格の有無を選択し、事由を記載すること】</p> <p>有 ・ 無</p> <p>事由：</p>
2	<p>【経験に関する条件】</p> <p>管理者は、システムのアプリケーション開発又はアプリケーション保守について、管理者として5年以上の業務経験を有すること。</p>	
3	<p>情報セキュリティ管理体制が確立されていること。</p>	<p>【応募資格の有無を選択し、事由を記載すること】</p> <p>有 ・ 無</p> <p>事由：</p>
4	<p>JIS Q 27001 認証（日本産業規格）又は一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）「プライバシーマーク」のうち、いずれかの認証を取得していること。</p>	<p>【認証の取得を証明できる証拠書類を添付すること。なお、更新申請中の場合、その旨を証明できる証拠書類も添付すること。】</p> <p>取得の有無： 有 ・ 無</p> <p>添付書類名：</p>

(注) 別紙として資料を添付することでもよい。

公益財団法人農林水産長期金融協会
事務局長 上大田 光成 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

誓約書

今般、「利子助成率適用に係る I S S 業務システムの改修」に係る公募（令和8年5月11日付け）に関し、「2 応募資格」にある全てを満たすことを誓約するとともに、後日、事実と異なることが判明したときは、貴協会が執られる措置に対して一切の異議を申し立てないことを誓約します。

記

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
 - (2) 協会との契約に関して次の各号のいずれかに該当すると認められたときから3年の期間を経過しない者。
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ 監督の実施に当たり協会職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ト この項（この号を除く。）の規定に該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 応募申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 経営又は信用の状況からみて、適正な契約の履行が確保される者であること。

3 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上